

広島県告示第六百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和三年七月十二日までの間、縦覧に供する。

令和三年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

東海田広島線

三 道路の区域

区 間	新 旧		別 新 旧 別
	新	旧	
安芸郡海田町畝二丁目二六二番一〇地先から 安芸郡海田町畝二丁目二六二番一〇地先まで			敷地の幅員 (メートル)
	一〇・七〇 一〇・七〇 二二・七〇	六・七〇 六・七〇 二・七〇	延 長 (メートル)
	六・四〇	六・四〇	備 考
	拡幅		